農政商工観光委員会会議録

日時 平成22年3月2日(火) 開会時間 午前10時04分

閉会時間 午後 2時03分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫

副委員長 安本 美紀

委員 大沢 軍治 望月 清賢 浅川 力三 岡 伸

樋口 雄一 武川 勉 深沢登志夫

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公営企業管理者 進藤 一徳 企業局次長 西山 学 企業局総務課長 山下 正人 電気課長 石原 茂

商工労働部長 輿水 修策 産業立地室長 後藤 雅夫

商工労働部理事 中村 雅夫

商工労働部次長 都築 敏雄 商工労働部次長 久保田 克己

産業立地室次長 中込 雅

商工企画課長 清水 幹人 商業振興金融課長 岩波 輝明

産業支援課長 尾﨑 祐子 労政雇用課長 中澤 卓夫

產業人材課長 佐野 芳彦 產業立地推進課長 高根 明雄

観光部長 中楯 幸雄 観光部次長 山田 幸子 観光企画・ブランド推進課長 八巻 哲也 観光振興課長 小林 明 観光資源課長 塩谷 雅秀 国際交流課長 窪田 克一

農政部長 笹本 英一 農政部次長 松村 孝典 農政部技監 石川 幸三 農政部技監 西島 隆 農政総務課長 杉山 正巳 指導検査室長 原田 育生 農村振興課長 有賀 善太郎 果樹食品流通課長 樋川 宗雄 農産物販売戦略室長 河野 侯光 畜産課長 白砂 勇

花き農水産課長 深沢 和人 農業技術課長 赤池 栄夫 耕地課長 加藤 啓

議題 第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員 会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及

会関係のもの、第3条裸越明計費の補止甲農政商工観光会員会関係のものが

び第4条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

第48号 平成21年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

第50号 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

第53号 平成21年度山梨県営地域振興事業会計補正予算

第56号 変更契約締結の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、企業局、商工労働部、観光部、農政部の順に行うこととし、午前10時05分から午前10時18分まで企業局関係、休憩をはさみ午前10時37分から11時23分まで商工労働部関係、休憩をはさみ午後1時04分から14分まで観光部関係、さらに休憩をはさみ午後1時32分から2時03分まで農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 企業局関係

※第53号 平成21年度山梨県営地域振興事業会計補正予算

質疑

(丘の公園指定管理者納入金について)

安本委員

1つしかない案件ですけど、企業局の2ページの総務課の丘の公園指定管理者納入金の減額補正についてお伺いをします。

私も、この委員会でも視察をさせていただきまして、丘の公園は、観光の拠点としてもまた本当に頑張っておられまして、レストランで昼食も、皆さんととらせていただきましたけれども、いろんなメニューを用意しながら頑張っておられると、応援していかなければいけないと思っておりまして、その観点からちょっと。今、説明していただいた経緯だけでは何とも、私も判断のしようがありませんので、お伺いをさせていただきたいと思います。

この、丘の公園の指定管理については、平成16年度から10年間ということで伺っておりますけれども、当初、指定管理された際のこの企業局の納入金の金額1億5,750万円の補てんはどういうふうにして決められたのか、まずお伺いしたいと思います。

山下総務課長

指定管理者の指定に当たりまして、地域振興事業会計で、現金ベースで赤字を出さないということを基本にしまして、企業局の必要経費を負担していただこうということでございました。そのときに、当時の企業局の必要経費としましては、借地料が7,600万円、人件費として800万円、施設維持補修費が550万円などで9,000万円と。電気事業会計へ償還をしようということで、それを6,000万円と見込みまして、それを加えた合計の1億5,000万円を基本としてプロポーザルを求めたところでございます。

安本委員

それで、平成16年度からということですので、20年度まで4年間については1億5,000万円が納入されてきたと。今のお話ですと、想像するところですけれども、これについては、協定書の中に見直しをするということが書かれているんだろうと思いますけれども。この4年間、議会に対して、議会の場でも特にこれが株式会社清里丘の公園について負担になっているとか、そういったような議論はなかったんでしょうか。今回が初めてということでしょうか。

山下総務課長

初めに、16年からやっていただいたときに、初めての指定管理ということで10年という長い契約になってございまして、長いものですから5年たったところで見直しをしようというのが協議書にありまして。ですから、簡単に言いますと、丘の公園のほうでも5年までは頑張ろうと。5年たったところで洗いざらい話をさせてもらって協議をしようということで、細かな話はあったかもしれませんけれども、納入金についてはございませんでした。

安本委員

今回、5年たったので見直しをされたということなんですけど、私は、当初 予算ではなくて補正予算で出てきているので、よっぽど緊急のことかなと思う んですけれども、もし間に合うのであれば来年度の当初予算からでも、協定書 を変更しなくてもよかったんじゃないかと思っています。

指定管理者のほうから減額の要望があったと思うんですけれども、例えば、 会社の経営状況とかそういったものについて、企業局側ではどういうふうに把 握をしてこられたんでしょうか。

山下総務課長

ことしの補正の分は、5年経過していますので、21年度の納入金から見直しをする。5年たったところでということですので、21年度の、今年度の予算から議題に上ったということでございますので、今回補正をさせていただいたというのが1つあります。

経営につきましては、毎年といいますか、毎月といいますか、経営の状況につきましては報告をいただいておりますし、ゴルフ場全体の、業界のといいますか、全体が不景気というような中でよく頑張っていただいているなとは考えておりましたけれども、今回、5年たって見直しということで、経営状況といいますか、細かい収支を見ますと、納入金を減額しなければ大変だなと考えまして、今回補正予算をお願いしたいと思ったところでございます。

安本委員

指定管理者のほうの収支の状況とか、赤字になっているとか、そういったようなことについては企業局のほうでもちゃんと承知をして今回も提供されているということでよろしいでしょうか。

山下総務課長

そのとおりでございます。

安本委員

それで、協議をされるについて、減額の幅なんですけど、2,100万円の根拠といいますか、どういうところから決められたのかお伺いをしたいと思います。

山下総務課長

一番大きな理由としますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、利用料金が、平成16年に指定管理をスタートした当時と比べまして、一人当たりの金額にしますと、1,000円以上低価格で利用されている、収入が減ってしまっているというのが一番大きな状況でございまして、これは入場者が減って、収入が減ったのであれば努力が足りないというようなこともあるんでしょうけれども、入場者は計画どおり入っていますけれども、単価がいかにしても大きな下落ということでございましたので、会社のほうでもそれを人件費の削減とかいろんな努力をして4,000万円以上の減額を、半分ぐらいにとどめているというのが現状。

もう一つは、原油の高騰がありまして、これは、アクアリゾートとかは重油をいっぱい使う施設でございますので、それが去年、ことし当たりから高騰しまして、その分が1,000万円ぐらいは当初の見込みよりは経費がかかっているというもろもろのことを勘案いたしまして、2,000万円の減額ということにさせていただきました。

安本委員

私も、今、会社の経営状況もわかりませんので、この2,100万円の減額幅がいいのかどうかということは、この場ではちょっと判断できないところなんですけれども、今後、例えば、ここで減額補正予算が、今回、議決になれば、その後、協定書を変更されるということになるんでしょうか。

山下総務課長

一応、今回の1億3,000万円にするというのは、議会が通ったところで初めて効力を発するということでございますので、議会が通ったら効力が出るという協定書の変更ということでございます。

安本委員

最後にしたいと思いますけれども、今後、また、5年たっての見直しという ことなので、今後5年間、残された期間は同じ金額でいかれるのかどうか。私 は定額ですとまた同じようなことがどこかで……。上げなきゃいけないということもあるかもしれないですけれども、何か率みたいなことでも検討されたら、今回、いいんじゃないかなと思いましたけれども、今後、また見直しをされるようなことが出てくるのか、それともこのまま最後まで行かれるのか、最後にお伺いします。

山下総務課長

今回、考えておりますのは、指定管理者と協議した内容でいきますと、当面ということでございまして、21年、22年につきましては、2,000万円減額でいきたいと。その後につきましては、ほかの指定管理と同じように、経済情勢、こういう情勢でございますので何があるかわからないということでございますので、予算のときにはよくその状況を見ながら、今、先生がおっしゃったように、上げることもあるかもしれませんし、もっと下げなければやっていけないようなことになるかもしれない。それは情勢を見ながら、今後、判断していきたいと、協定もそういうふうになってございますので、よろしくお願いいたします。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

※第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会 関係のもの、第3条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第 4条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(産業集積促進事業費について)

望月委員

ただいま高根産業立地推進課長から説明もありましたけれども、2月26日、 甲府地検に、法人税法違反の容疑で会長を含む3人が逮捕されました。これが、 ただいまの御説明の中に、補正予算の中に載っておるんですよ。この助成金に ついて、まずその仕組みをちょっとお話いただきたいと思います。

高根産業立地推進課長 産業集積助成金の仕組みについて御説明します。

まず、要件ですけれども、県内に土地を取得しまして、そして、取得後3年以内に操業するというのが基本的な条件になっております。対象業種は、製造業、それ以外に試験研究とかバイオテクノロジー関係の業種が対象企業になっております。助成率は、製造業の場合、10%、それ以外のものですと5%。もう一つ、製造業でも自社所有地内に3年を超えて整備しました場合には5%ということになっております。

あと、共通要件としまして、投下する固定資産額、土地を除きました金額が5億円以上であるということ。もう一つが、操業から1年以内に10人以上を雇用する。10人のうち半分の5人は県内から新規に雇用する。もう一つ。市町村のほうも県と同じような助成制度を有しているというのが、この仕組みになっております。

望月委員

産業支援推進事業というのは、法人二税、税収の増加と、雇用の促進という 大きな目的があります。その中で、新聞報道等によりますオプト、並びにオプト関連会社、下請け会社ですね。そこにこれまで産業集積促進事業費をどのぐらい助成しているのか。それを教えてもらいたいと思います。

高根産業立地推進課長 今までの産業集積助成金の交付の状況ですけれども、オプトの御坂工場というのが、今回補正で上げています工場の御坂峠寄りにありまして、ここにつきましては、平成20年2月の補正で、助成額ですけれども、2億3,340万1,000円を平成20年3月31日までに交付決定しております。これは支払い済みということです。

現在の状況ですけれども、今年度の当初予算で、関連します株式会社笛吹につきまして4億3,514万9,000円を計上しまして、これについては、今、 書類を審査している段階です。ですから、執行はしておりません。

もう一つが、ただいま説明をしましたオプトの御坂工場につきまして、2月補正で4億3,943万9,000円の審査をお願いしているという段階です。ですから、全部で、1つ支払い済み、2つにつきまして予算計上をしているという状況です。

望月委員 関連企業はありますか。平成18年、御坂工場という形で、報道に載っていたんですけど、それはこの中に入っていますね。

高根産業立地推進課長 関連企業につきましては、今、説明しました株式会社笛吹というのが、

このオプトの関連企業。

望月委員そうすると、それで全部なんですね。

高根産業立地推進課長 そうです。

望月委員

そして、今回の逮捕容疑というのは、平成16年から19年までの3年間を 東京国税局が調査をしたと。そして、修正申告をしなさいという要請があった と聞いているんですけれども、そういうことになりますと、19年の9月、8 月決算ということになりますと、恐らく平成20年に国税局の調査が入ったん じゃないかなと思うんですけれども、それにつきまして、県のほうではそこら 辺の情報とか、そういったものはどんなふうにとらえているんですか。

高根産業立地推進課長 国税局の情報ですけれども、実を言いますと、先週の金曜日に新聞報道 されましたのが最初でして、それ以前につきましては、全く承知しておりませ ん。

望月委員 県からも多額の助成金が支払われていますよね。そういう中で、国税局の調 査の中で県に問い合わせはなかったんですか。

高根産業立地推進課長 今まで、県のほうには、うちの課のほうには問い合わせ等はありません。

望月委員

それから、都留市を初め3市に5,000万円という金額を、寄附されておりますね。県のほうにはどうなんでしょうか。県も米倉山の太陽光発電施設、この事業を推進されておりますし、各市のほうでもエコ産業または太陽光発電施設、こういったものを事業にするという形になっているんですね。そうしますと、県のほうにも寄附、または寄附の問い合わせ、そういったものはどうだったんでしょうか。

高根産業立地推進課長 寄附があったかということの照会なんですけれども、うちの課のほうで 関係するところ、部内から始まりまして、一応照会をしたところ、現時点では 寄附はないということで報告を受けております。ですから、現時点では、ない と理解しております。

望月委員

担当課としては、ないと思うんですけれども、じゃ、県のほうに、もし寄附があって、そして、米倉山の発電施設の事業推進があったということになると、おかしなことになりますから、きちんとそこら辺は調べてもらいたいと思いますがいかがですか。

高根産業立地推進課長 今の件ですけれども、秘書課等にも照会したところ、ないということで すので、全く県には寄附はないということです。

望月委員 じゃ、寄附はないと、こういうことですね。わかりました。

それで、いろいろな方から、例えば、今回の補正予算にこれが載っていると。 そして、逮捕の実態がある中で、きょうは、これが審議の課題になっているん ですけれども、そこら辺についてはどんな見解でしょうか。

高根産業立地推進課長 この件につきましては、まず、当課の事務の進め方ですけれども、会社 のほうで工場を起こしまして、この助成金につきましては、建物の改築から始

まりまして、全部積み上げをして今日まで来ております。もう一つが、この件につきましては、現在、まだ調査の段階ということですので、明らかに違反の事実というところまで至っていないということで、今回、2月補正のほうに、審査をお願いした次第です。

望月委員

審査を依頼されたわけですけれども、そういった事実があるわけですから、私としましては、なかなか、これは了解できないということになるんですけれども。その背景としまして、例えば、助成金をもらって、法人二税の税収増加と、それから、財政力指数の増加、それから、雇用ということになるんですけれども、その中で、法人税法違反ということになりますと、県に入ってくる税収にどのくらいの影響があるのか。それから、もう明確になっている容疑の中で、17億6,900万円ですか、これが課税対象で、そして、脱税容疑が5億1,000万円ということですね。そうしますと、本来、入っているべき税金が入っていないと、県の損失的なものがあるわけですね。ここら辺はどのぐらいの数値になっていますか。

高根産業立地推進課長 今、県の法人二税の状況がどうかと、3年間さかのぼってということなんですけれども。この助成金につきましては、企業が建設を投資した部分について助成をしておりまして、当課のほうで個々の会社の税金の中身までは把握をしておりません。ですから、ちょっと今、幾らかと言われましてもちょっと困難であります。

望月委員

目的が県税の増収とうたっている限りは、じゃ、費用対効果というんでしょうか、投資したものについて、どのくらい県税が上がったかと。これは、当然、見通しを立てて、この事業を推進する。こういうことがやっぱり担当としては必要じゃないかなと思うんですけれども、そこら辺はどうですか。

高根産業立地推進課長 この産業集積助成金につきましては、直接、税金をそういうふうな形で 把握するという方法もあると思いますけれども、当課のほうでは、1 つの統計 手法として、今まで投資した会社に幾ら投資して、それが地域の経済効果としてどの程度の効果になったかというようなことで試算をしております。今回のものにまでは行かないんですけど、今まで産業集積助成金というのは18社に支払いをしてきておりまして、18社の合計助成額が約30億円です。これは山梨県の産業連関表等で、直接投資したもの、原材料から一次経済効果、それが給料に波及しまして、二次効果というような形で、この経済効果を見まして、約512億円ぐらいになっているということですから、投資したものが地域の経済効果としては十分効果が出ていると判断しております。ということで御理解をお願いしたいと思います。

望月委員

その中で、地域活性化臨時交付金というような形で、特別、ここのところ多いわけですけれども、今後、またそういう形で、それを推進していくに当たり、補助金等交付規則というのがありますか。

高根産業立地推進課長 この助成金につきましては、産業集積助成金の要綱と、もう一つは、山 梨県の補助金等交付規則の2つで、実際に支払いとか、個々の運用をやってお ります。

望月委員 それがあるならば、今回の補正、または今まで助成した実績、こういったものを照らし合わせてみて、これに違反する、またはそぐわない、こういう点が

見受けられるでしょうか。

高根産業立地推進課長 現在の山梨県の産業集積助成金の交付要綱ですけれども、第16条の規定の中に助成金の交付の決定の取り消しという条項があります。その3つ目のところに、規則またはこの要綱に違反する行為があったときは、助成金の交付決定を取り消しますという規定が、要綱上定められております。ここでいう規則というのが、山梨県補助金等交付規則を引用しております。県のほうの、この補助金等交付規則を見ていきますと、第15条の中に、決定の取り消しという項目がありまして、この条文の中に補助事業等に関しまして、その他法令等に違反したときは補助金の交付の決定の全部、または一部を取り消すことができるという規定がありますので、実際のこの運用につきましては、細かく中身を見まして、弁護士とも相談をしてやっていかなければならないんですけれども、一応、現時点では、この山梨県補助金等交付規則を準用して、必要な事務処理は対応していきたいと考えております。

望月委員

そういうことになりますと、その脱税をした見込み額、これに対する内容、例えば、機械原価償却分とか、それから、材料費の購入の経費のごまかしとか、そういったものもあろうかと思いますけれども、そういう内容について、やはりきちんと分析もしなきゃいけないと思うんですけれども、内容の掌握はどうなっていますか。

高根産業立地推進課長 現時点では、まだ内容の掌握までは行っていないんですが、この補助金 の基本的な制度について御説明したいと思います。

この補助金というのは、企業が当該土地を取得しまして、土地代を除いて建物をつくって、そこにいろんな機械類を整備いたします。この個々の中身を、設計費から始まりまして、部材が幾ら、最終的に銀行に幾ら支払ったかということを全部確認しまして、必要なものにトータルで、1割または5%という助成額をやっております。

今回の、どこまで把握できたかということですけれども、新聞報道等を見ますと、この工場を操業するのに必要な材料のシリコンにつきまして、架空発注したとかという、本当にその会社の業務運営とか、施設以外の部分のところですので、現時点で、うちの課でそこまで細かく内容を調査できるかというのはちょっとわかりません。ただ、内容がわかり次第、県のほうに出されている書類とか細かい点はできるだけ見まして、そこは詳細にチェックをしたいと考えております。

望月委員

経済的に大変厳しい状況の中で、企業誘致がやっぱり大変重要な政策だと思います。そういう中で、新工場、それから、この補助金を活用する場というのがあること自体が、課の業務に値すると思うんですね。だけれども、やはりきちんとした、適正な形の中で補助金の運用をしていかなければと、私は感じます。そんな形の中で、ただ単に助成金を出せば、企業誘致すればいい、新しい新工場をつくればいいという、それが仕事だけではなくて、やはりその中身とか、それから、今後の影響とか、そういったものをやっぱり考えなければいけないと思うんですけれども、そこら辺はどうですか。

高根産業立地推進課長 委員の言われるとおりだと思います。補助金を交付した場合につきましては、できるだけ企業のほうを回りまして、その後の操業状況等も確認をして、また、県のほうで次の事業ステップに応援できるようなところは、また、いろんなスタッフを、支援していきながらやりたいと思います。できるだけ、この

補助金が県内の企業誘致、企業立地に生かせるような形でいろいろ検討してまいりたいと考えております。

望月委員 今回の法人税に関する、この容疑が決定した場合、今後、県としてはどのような対応をしていくのか、聞かせてください。

高根産業立地推進課長 本当に現時点では、まだ白黒つかない状態なんですけれども、1つは、明らかに法人税法違反とかというような場合ですと、この予算につきましては、議会とも協議をしたり相談をしながら進めたいと考えております。先ほど説明しましたように、補助金の交付につきましては、山梨県の補助金等交付規則というのがありますので、違反がはっきりし次第、この規則に基づいて適正に処理を検討していきたいと考えています。

望月委員

大体わかりました。そういう中で、オプトという会社は急激に発展しました。 急激に発展をするということは、やはり収益性、それから、雇用の面でかなり 地元にも貢献をされているということであります。今回の法人税法違反の容疑 がかかったわけでありますけれども、これを終結した暁には、やはり、企業を きちんと建て直されて、そして、山梨県の産業という形の中での取り組み、そ ういったものもしなければいけないと思うんですけれども。そのためにも、徹 底的に今回の件を調査、それから、対応して、そして、しかる後に、きちんと した対応で企業を伸ばしていくということも大事かなと感じております。そん な形の中で今後どんなような取り組みをしますか。

高根産業立地推進課長 今、非常に広範な、企業誘致につきまして、頑張れというような御意見をいただいていると思います。今回のケースにつきましては、なかなか把握できないところがあったんですけれども、たしかに、今、委員が言われるように、これから捜査も進んでくると思いますし、その中身を、今の申請書等も見ながらきちっと精査しまして、今から白になるか黒になるかわかりませんけれども、それらの状態に応じまして、できるだけ企業が伸びていくような形で、この補助金を有効に活用したいと考えております。これは1つのケースですけれども、ほかのケースにつきましては、できるだけこの助成金を使いまして、県内企業を支援していきたいと考えております。

望月委員

ありがとうございました。今後も的確な運用をして、そして、企業のために、 また、山梨県のためによろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

樋口委員

関連でお願いします。

今のお話で、急に、マスコミも、すべての新聞が取り上げますけれども、今、 僕も聞き漏らしたのかもしれませんが、助成金の返還の手続とかは考えていま すか。それとも、考えていませんか。

高根産業立地推進課長 助成金の返還ですけれども、現在のところ、平成20年2月で、先ほど 説明しましたオプトの笛吹工場に約2億3,000万円交付しております。こ れにつきましては、現在、捜査中です。それで、違反ということが、事実がは っきりした場合には、先ほどから説明しております、山梨県補助金等交付規則 に基づきまして、適正に対応していきたいと考えております。

樋口委員 交付規則の中に返還手続がきちんとうたわれているということでいいです か。 高根産業立地推進課長 先ほどちょっと説明が不足して申しわけなかったんですけれども、山梨 県の補助金等交付規則の15条を説明したんですが、16条のところに補助金 等の返還という規定があります。この規定で、知事は補助金等の交付の決定を 取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しにかかわる部分について 期限を定めて、その返還を命ずるものとするというような規定がありまして、 基本的には、弁護士さんとかといろいろ相談しないとわからないんですけど、 この山梨県補助金等交付規則に基づいて適正に対応を進めていきたいと考え ております。

樋口委員

望月委員もおっしゃられましたけれども、まさに出ていく企業、入ってくる 企業、入ってきて、地元の経済あるいは雇用に大きく貢献する企業に対して助 成する制度でありますから、応援をし、有効活用を求め、また、実践をしてい ただいたと思っておりますから、その中で非常に残念な気がしてなりません。 しかし、しっかりとその規定に沿って対応することで、もう事務的な流れの中 で、きょうここに議案として出しているわけですから、議会もしっかり責任を 負わなければなりませんから、そのことを、私たちは、今回で、多分ほとんど の方が委員会を変わるわけでありまして、変わるけれども、しっかりそのこと を見ていきたいと思いまして、オプトさんの容疑は強いわけですけれども、立 件されて、そういう責めを受けても、その後また、先進産業の優良企業として、 県内の中で活躍されるのか、そういうところもしっかりと見て、また応援でき るところはしていかなきゃいけないと思いますので、先ほどおっしゃられたよ うに、しっかりと対応しながら議会に報告やら、あるいは承認を求めていって いただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

後藤産業立地室長 今、いろいろお話が出まして、樋口委員もおっしゃられましたとおり、御承 知のとおり、企業立地そのものは、地域の活性化、雇用の拡大にも本当に資す るものでありまして、その中で助成制度というものは、これは非常に大きな1 つの制度になってございます。したがいまして、たまたま今回そういうような 形の中で違反事件が持ち上がりまして、この捜査を注視しているわけですが、 今、うちのほうでも申しましたとおり、今後、引き続き助成金の適正な執行を 図る中で、それは厳正に対処していきます。それは、また、議会にも御報告し たい。企業立地そのものの促進というものは、これは引き続き助成制度を適正 に活用する中で促進してまいりたいと思う次第でございます。よろしくお願い します。

なし 討論

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第50号 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

平成22年2月定例会農政商工観光委員会会議録(2月補正分)

※第56号 変更契約締結の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 観光部関係

※第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会 関係のもの、第3条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第

4条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(北岳山荘再整備事業費について)

岡委員 今の観の4ページ、北岳山荘公衆トイレの関係ですけれども、このところ毎

年のように計上されていると私は感じているんですね。どのくらい、まず何カ

所トイレがあるんでしょうか。

塩谷観光資源課長 北岳の公衆トイレにつきましては2カ所あります。

岡委員 北岳山荘そのものにはないんですか。

それと、北岳山荘と、それから、公衆トイレが2つ、みんなで3カ所になっ

ているんでしょうか。2カ所でしょうか。

塩谷観光資源課長 北岳山荘自体にトイレがあります。今回お願いしているのは、北岳山荘の隣

の公衆トイレでございます。もう一カ所は、広河原から上がったところ、大樺

沢を上がったところ、二股に公衆トイレを設置しております。

岡委員 私の感覚の中で、今までの中で、たしか四、五年の間に何回か予算計上され

ていると思っているんですが、それに間違いないでしょうか、どうですか。

塩谷観光資源課長 北岳公衆トイレの維持管理につきましては、毎年300万円を維持管理費と

して予算計上させていただいております。それは、北岳公衆トイレ、今回お願いしてある公衆トイレと二股に設置してある公衆トイレの2カ所でございま

す。

岡委員 そうすると、北岳山荘のトイレについては、まとめて、ここのところはずっ

と手入れはしていないというのでいいんですか。

塩谷観光資源課長 北岳山荘再整備事業費ということで、今年度予算をいただいて、北岳山荘の

改修の予算をいただいております。本年度は設計費でございます。今度、当初

予算におきまして、再整備の事業をお願いすることとしております。

岡委員 あそこは、3カ所とも汲み取り式になっているんじゃないんでしょうか。ど

ういうふうな形になっていますか。

塩谷観光資源課長 公衆トイレ、2つともは環境に優しいということでスギチップトイレになっ

ています。北岳山荘については、今回予定をしておりますのは、排水をしない

浄化槽にする予定でございます。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 農政部関係

※第46号

平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会 関係のもの、第3条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第 4条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(農村地域新エネルギー利活用推進事業費について)

岡委員

1点だけ。農の14ページ。

この土地改良の関係についての農村地域新エネルギー利活用推進事業費の 財源更正の中身を教えてください。どういうふうになっているのか。

加藤耕地課長

これは、国の事業を活用いたしまして、本年度、測量設計委託並びに工事を 実施するものにつきまして、当初は、国の補助金、県の財源及び市町村の負担 金という形で財源構成をしたわけでございますが、一部、委託において、国の 100%定額補助金がいただけるということになりましたので、その分を減額 し、国の補助金にしたものでございます。

岡委員

大変、勉強不足で申しわけないですが、どこの地域の分の対応をしようとし ているんですか。

加藤耕地課長

調査は、県下一円調査をしてございまして、そのうちの財源の250万円を、 今回、県費を減額し、国補を充当したということでございます。

岡委員

その事業の中身をもう一度教えてください。

加藤耕地課長

この事業は2つございまして、太陽光発電の、ことし実施のハードの部分と、 来年度以降実施します小水力発電の調査並びに太陽光発電の関係につきまし て、どのぐらいの整備力があるかという調査をあわせて行うものでございます。

岡委員

それが測量設計の分なんでしょうか。全額で250万円というのは非常に少 ない感じがするわけですけれども、それで全県下できるという感覚でしょうか。

加藤耕地課長

推進事業費自体はこの金額ではございませんが、今の財源構成を変更した分 が250万円ということでございまして、全体で4,000万円の調査費のう ちの250万円を変えたものでございます。

(農業経営構造対策事業費について)

大沢委員

説明がちょっとわかりませんでしたのでお聞きしたいんですが。農の3ペー ジ。農業経営構造対策事業費が7,000万円ほどの減額になっているんです けど、これはどういう事業で、どうしてこういう減額になったのか、ちょっと この辺をもう少し詳しくお聞きしたいんですが。

有賀農村振興課長 ただいま御質問がございました農業経営構造対策事業、これは南アルプスの JAこま野におきまして、桃の光センサーの共選所を、14カ所を4カ所に統 合して、光センサーの選果機を整備するという事業でございます。

> 今回、7,600万円の減額になりましたことにつきましてですが、これは、 21年度の予算を国へ要求するに当たりまして、20年8月ごろに、機器メー

カーから見積もりをとりまして、それで事業費を策定したんですが、ちょうどそのころはまだ世界じゅうが、景気が後退するちょっと前の話でして、もろもろの見積もりの価格がかなり高目に設定されていたんじゃないかと想定されます。今年度、改めて、事業に当たりまして詳細設計しましたところ、7,600万円という減額が生じたということになります。

(農業金融対策費について)

大沢委員

その辺については了解いたしました。

それから、もう一つ。これは、ほかのほうにも影響してくるんですが、農の10ページです。これは、近代化資金とかそういうふうな支援資金とかもあるんですが、これが、借入者の減による減なんですね。そうすると、次あたりの、今から説明があると思うんですが、農業改良資金特別会計についても、やっぱり借入者の減というふうなこと。借入者の減ということは、これからの農業に向かって、こういうふうな資金は要らないのかというふうにとられがちですが、この借入者の減に、どういうふうな分析をして、どういうふうな対応をこれからしていくのか、それを伺いたいと思うんですが。

赤池農業技術課長

ほかの資金もいろいろそうでございますが、最近、農業の関係の資金を借りるというところはなかなか少なくなっています。これは、その年によって非常にばらつきがありまして、ことしは借りる人が少なくなっているわけでございます。例えば、この近代化資金につきましては、全体の貸付枠ということでやっておりまして、例えば、近代化資金ですと10億円という枠を設定しているところでございます。これが、ちょっと私の手元にある20年度までの貸付残高を申し上げますと、20年度は1億円ぐらいあったわけですけれども、19年度は1,300万円、18年度は5,000万円で、17年度は7,000万円というように、その年によって、非常に、借りる人にばらつきがございまして、ですから、この10億円というような枠は設定しておきながら、そのときに応じて、いつでも増加の要望に対応できるような貸し付けをしていきたいということで盛っております。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第48号 平成21年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

質疑

(就農支援資金貸付金について)

岡委員

先ほど大沢委員が質問した関係でありますけれども、農の22ページ。実はここへ、私も附せんをつけたんですが、実際問題として、就農支援資金貸付金が1億1,000万円も減額するというのは、余りにも、借入者の減だと言ったとしても多過ぎるんじゃないかと、つまり努力が足りないんじゃないかと思うんですが、その辺、いかがでしょう。

赤池農業技術課長

就農支援資金でございますけれども、当初、計画していた予算の積算は、1件当たり1,000万円ぐらいで15件ぐらいは行けるだろうということで1億5,000万円を予定しておりました。この資金は、ハウスとか、あるいは

トラクターというようなものが買えるような事業だったんです。そういうこと で予算を積算しておいたところでございますが、平成21年度の国の緊急経済 対策の中で、新規就農定着促進事業という、新たに農業に参入する場合、2分 の1の補助金が出るというのが、新たに、緊急的に出ました。これも、やはり トラクターを買ったり、ハウスをつくったりする場合に、こちらは補助金でご ざいます。先ほどの就農支援資金のほうは、無利子でお貸しするものでござい ますけれども、この補助金が出たためにそちらに、有利なほう、お金が実際に 出るほうがいいわけですから、そちらを使う人が多くなったと思います。その 実績が、この補助金をもらうほうが、24件で7,200万円ぐらいそちらで 使われているんです。そんな関係で、こちらの就農支援資金の貸し付けのほう が減りまして、当初予定は15件だったんですが、8件に減って、そして、4, 000万円の貸し付けの実績になったというようなことで、1億5,000万 円の予算を盛っておきましたけれども、4,000万円しか使われなかったと、 補助金のほうへ大方行ってしまったというようなことです。補助金のほうで7, 200万円使っておりますので、補助金と併せると1億円がそういう新規就農 に使われたというようなことで、そういう経済的な、新しい事業が起きたとい うことで、そういうことになっております。

岡委員

そういう点では、国の緊急経済支援対策が功を奏したということだと思うわけでして、そういう点では国の対応がよかったということになるわけでありますけれども。今、お聞きをしますと、24件ということですから、件数も予定より多くなっているということになるわけですね。そういう点ではよかったなと思うわけでありますが、いずれにいたしましても、また、積極的な御努力をひとつよろしくお願いしたいと思います。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 1月20日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告 された。

以上

農政商工観光委員長 鈴木 幹夫